

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

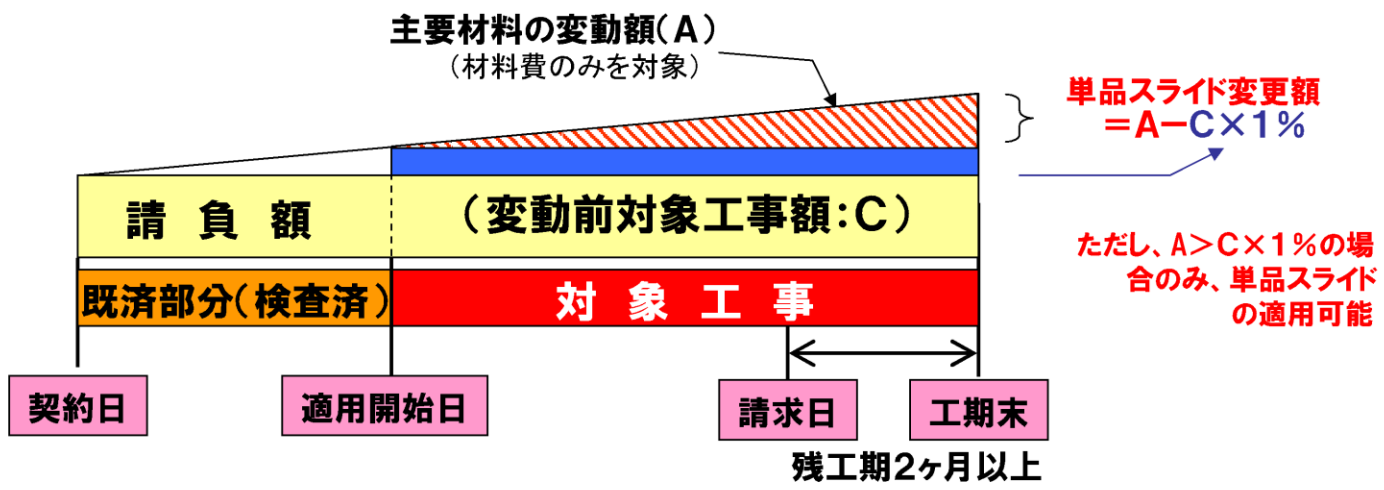
インフレ
スライド

価格変動が...

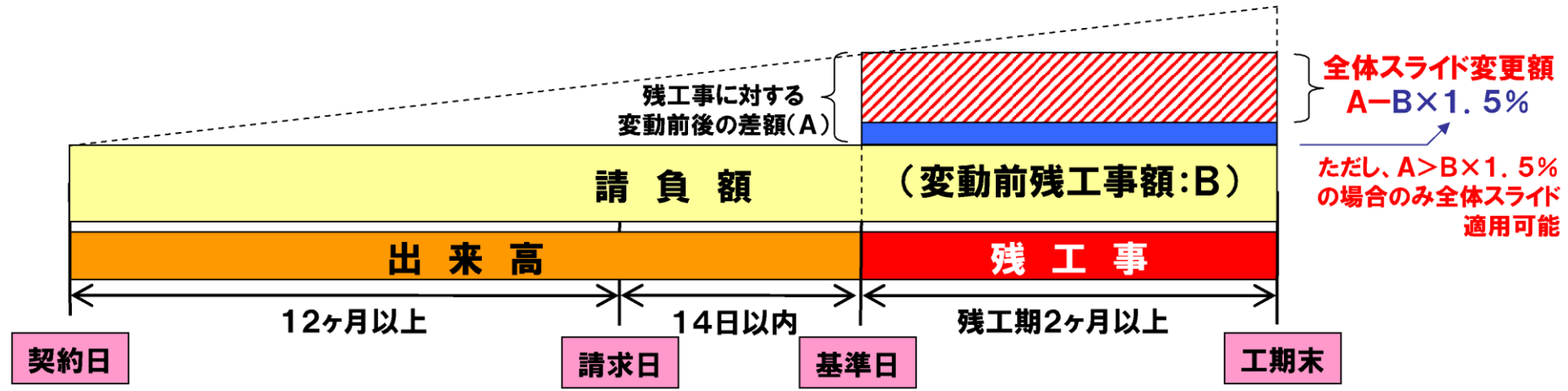
- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1項～第4項)	単品スライド (第5項)	インフ スライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上 概 工事 (較的大規模な長期工事)	すべ の工事 但し、残工期が2ヶ月以上 概 工事	すべ の工事 但し、残工期が2ヶ月以上 概 工事
条項の趣旨		比較 的緩やかな価格水準の変動 に 対応する措置	特 定 資材価格の急激な変動 対 応 する措置	急激な価格水準の変動対 応する措 置
請負 変更 の 法	対象	請負契 締結の日か ら2ヶ月経過 後の残工事量 対する資材、 勞 単価等	部 分 払いを行った出来高 額を除く 全 の資材 (鋼材類、燃料 油類等)	基準日 隣 の残工事量対する資 材、 勞 単価等
	受注者 の 負 担	残工事費の1. 5%	対象工事費の1. 0% (但し、全体スライド又はインフレ スライドと併用 の場合、全体スラ イド又はインフ スライド適用期間に おける負 担なし)	残工事費の1. 0% (29 条「天災不可抗力条項」に準 拠 し、建設業者の経営上最小限度 必要 な 程まで損なわないよ う定め られ た「1%」を 拠。単品スライドと 同様の考え)
	再 スライド	可能 (全体スライド又はインフ スラ イド適用後、12ヶ月経過後 (適用 可能)	なし (額 払いを行った出来高 額を除 いた工期内全 の特 定資材が対象の ため、 再 スライドの 必要がない)	可能

単品スライド(公共工事請負契約約款第25条5項)



(参考)全体スライド(公共工事請負契約約款第25条第1項～第4項)



○ 単品スライドの請求は、工期末の2ヶ月前まで

※ 部分引渡しを行う「指定部分」は、の部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

